

英語民間試験に関する令和4年度（令和3年度実施）

以降の入学者選抜における本学の対応について

令和3年7月8日付で、文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議」での「提言」が文部科学大臣に提出されました。「提言」では、令和7年度入試での大学入学共通テストでの英語民間試験の活用について、地域や経済による格差の解消や、公平な採点体制の確保が難しいなどとして、実現は困難と結論付けています。

そこで、今後の対応については、学内で慎重に検討を進める予定ですが、令和4年度（令和3年度実施）以降の入学者選抜においては、令和3年度入学者選抜と同様に、『英語民間試験を課さない』こととし、一般選抜、総合型選抜Ⅱ、学校推薦型選抜Ⅱにおける『出願資格としての活用はしない』こととなりましたことをお知らせします。

なお、検討の結果、現入学者選抜から大きな変更がある場合には、各年度入学者選抜の2年前までに公表いたします。

令和3年9月2日 山梨大学